

令和6年中の農地の賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までの1年間に締結（公告）された賃借料を集計しましたのでお知らせします。なお、この「賃借料情報」は、当事者同士で賃借料を設定していただくための参考として提供するものです。

*串間市農業委員会では、平成21年12月15日施行の改正農地法により廃止された「標準小作料制度」に代わり、農地を賃貸借するときの目安となる10a当りの賃借料の情報提供を行っており、令和6年1月から令和6年12月までの1年間に、貸し手・借り手双方が賃借料を決めて合意を行い、締結した金額となります。

1. 田の部（円／10a）

※大東地区は該当参考筆なしのため掲載なし

地区名	品目	平均額	最低額	最高額	参考筆数
福島地区	水稻	11,000	9,000	16,000	19
	飼料用稻	11,000	10,000	12,000	11
	飼料作物	11,000	10,000	20,000	79
	食用甘藷	10,000	10,000	10,000	1
本城地区	水稻	14,000	10,000	19,000	21
	飼料用稻	11,000	10,000	14,000	3
	飼料作物	10,000	10,000	10,000	1
都井地区	水稻	11,000	10,000	15,000	4
市木地区	水稻	10,000	5,000	15,000	48

2. 畑の部（円／10a）

地区名	品目	平均額	最低額	最高額	参考筆数
福島地区	飼料作物	5,000	4,000	6,000	2
	食用甘藷	17,000	10,000	20,000	5
大東地区	飼料作物	5,000	5,000	5,000	3
	食用甘藷	13,000	5,000	20,000	15

《賃借料の算出について》

- ①参考筆数は、令和6年1月から令和6年12月までの1年間に賃貸借契約をされた合計筆数になります。その為、使用貸借分は含んでおりません。
- ②賃借料を物納支給としている場合は、米1俵（30kg）あたり9,300円に換算しています。
- ③金額は算出結果を1,000円単位で四捨五入しています。

《賃借料の見方》

①平均額

作物別の賃借料合計を対象面積で割った 10 a 当たり平均額になります。

②最低額

作物別で、10 a 当たりの賃借料が最低額で契約された金額になります。

③最高額

作物別で、10 a 当たりの賃借料が最高額で契約された金額になります。

★ご不明な点は、串間市農業委員会までお問い合わせ下さい。★

《串間市農業委員会 55-1170》

※物納換算に用いた米1俵あたりの金額については、毎年異なります。

※3ヵ年平均額は、各年の平均額から算定したものです。（1,000円単位は四捨五入）